

チの病気の研究に尽力しておられるアメリカ農務省の Shimanuki 博士より解説記事をいただいた。その中では、個々の疾病の診断、被害、防除法が述べられている。さらに詳しい情報は、今号の図書紹介で紹介する「ミツバチの病気と害敵（英文）」などを参考にさせていただきたい。

また、近年イタリアでアピスタンに対する抵抗性のミツバチヘギタダニが発見され、これがアピスタンの誤用や、類似の殺虫剤の自家調整による違法な使用が原因とされていることを重く見て、ミツバチを飼育する方々にこのバロア病の病原となるミツバチヘギタダニに関して、できるだけ多くの情報を提供する目的で、防除法と、ダニそのものの特質、および最新の研究動向を掲載した。特に、ボン大学の Boecking 博士の記事中で述べられる総合的ダニ防除法は、バロア病による養蜂産業の被害が甚大で

あったドイツで、必然的に発生した防除の考え方であり、国による事情のちがいはあれ、いろいろな意味で参考にしていただけたらと思う。

ミツバチを健康に飼育できるかどうかは、自然からの恵みとしてミツバチが生産するハチミツ、蜂ろう、プロポリス、ローヤルゼリーなどの生産物の安全性にもつながる問題であり、生産過程への消費者の信頼感を得られるかどうかというところにもつながっていく。対症療法的に症状が出てから策を立てるのではなく、その先を見込んだ、総合的な蜂群管理、生産管理、養蜂経営管理が必要であろう。

この特集の記事だけではもちろん情報としては不十分であろうが、今一度、蜂病について再考する機会としていただき、また法の改正の趣意をよく理解していただいて、健全な養蜂経営のために役立てていただければ幸尽である。

家畜伝染病予防法の一部改正について

大友 浩幸

(農林水産省畜産局衛生課)

今回の家畜伝染病予防法（以下「法」という）の一部改正については、最近の動物、畜産物の輸入地域の拡大等に伴い、海外からの家畜の伝染性疾患の侵入の機会が一段と増加していること、およびこれまで我が国で発生の知られていなかった疾患の発生が認められることなどから、こうした状況に的確に対処できるよう、より効果的かつ効率的な家畜防疫制度を構築するため、法の対象となる伝染性疾患の種類および対象家畜を見直すとともに的確な発生予防、蔓延防止措置が講じられるよう、危険度の高い疾患について常時監視する仕組みを創設するなどの所要の措置となっている。

こうしたことから、法第2条の法定伝染病および家畜伝染病予防法施行規則第2条に規定する届出伝染病の見直しを行うに当たっては、危険度の高い家畜の伝染性疾患に限定するため、ミツバチの伝染性疾患を含め、各伝染性疾患ごとに、①個体における経済的損失、②防疫の難度、③人への影響等の評価項目を今日的に

再評価を行い、総合的判断を行った結果、腐蛆病については、これまで同様法定伝染病に位置付け、届出伝染病にバロア病、チョーク病、アカリダニ症およびノゼマ病〔これら疾患は国際獣疫事務局（OIE）が定めている国際衛生規約のリストB疾病（国内で社会的、経済的影響または公衆衛生上の重要性を持つと考えられ、「動物製品」の国際貿易にとって重要な意味を持つ家畜の伝染性疾患でもある）〕を追加することとした。

届出伝染病については、法定伝染病（腐蛆病）のように、法に基づき殺処分等の措置を要するものではないが、その早期発見に努め、初期防疫の徹底を図るため、獣医師に対して発生の届出をさせることとしているものである。

これら新たに指定された疾患の発生が認められた、あるいは疑われた場合には、腐蛆病の場合と同様に獣医師または最寄りの家畜保健衛生所にご連絡いただくようお願いしたい。